

2019年4月1日

学校の部活動に係る活動方針（文化部も準ずる）

育英西中学校・高等学校
学校長 北谷成人

1 運動部活動の指導方針の趣旨等

平成 30 年3月、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の 1の（1）のイに則り、本校の「設置する学校に係る部活動の方針」（以下、「本方針」という。）を策定する。本方針は中学校の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技・部門・種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

なお、高等学校の部活動についても、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意しつつ、本方針を原則として適用する。

2 部活動の意義

部活動とは、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問の指導のもと、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことが大切である。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義があると考えている。しかしながら、教育活動である部活動本来の姿を見失い、大会等で勝つことのみを重視した偏った指導や運営を行うと、けがを引き起こすだけでなく、スポーツ障害やバーンアウト（燃え尽きて嫌になってしまうこと）など、生徒の将来にまで深刻な影響を与える可能性があることも認識しなければならない。部活動における過度な練習等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題があるとともに、教職員においても、部活動が長時間勤務の要因の1つになっている。

このようなことから部活動の位置付けについては、学習指導要領において、次のように記述されている。

（中学校学習指導要領（平成 29 年3月文部科学省）第1章総則 第5の1のウ）

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意

すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

また、教育課程の編成および実施に当たっては、

(中学校学習指導要領(平成29年3月文部科学省)第1章総則第4の1の(2))

生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

と記述されている。これらを踏まえた上で、部活動の指導を適切に行う必要がある。

3 部活動の方針の策定等

ア 本校は、スポーツ庁の本ガイドラインに則り、「奈良県運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」(本方針)を策定する。

イ 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日および参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画および活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針および活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 本校は、上記イに関し、部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

4 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、外部指導者等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、外部指導者等の配置状況を勘案した上で行う。

ウ 校長は、活動計画および活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

5 運動部の活動の基本的な考え方

(1) 学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学

等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係の形成等を図る。

- (2) 全教員共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に関わる業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら学校全体の教育活動として、適切な運動部活動運営を図っていく。

6 安全で効率的・効果的な活動の促進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施にあたっては、文部科学省が平成 25 年に作成した「運動部活動での指導ガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷・の予防やバランスのとれた学校生活に配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生涯を通じてスポーツに楽しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技術や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や生徒の成長期における心と体の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 適切な活動時間および休養日の設定

部活動には、効率的な活動時間と日常生活にゆとりを与えるための休養日の設定が必要である。部活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【中学校】

○活動時間の設定

- ・平日 概ね 2 時間程度
- ・休業日 概ね 3 時間程度

○休養日の設定

- ・週当たり 2 日以上 平日 1 日 週末 1 日

○大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

- 最終下校時刻は、17時30分（17:40下校バス乗車）とする。
- ・公式試合の1週間前は、18時30分まで練習を延長することができる。その場合は、所定の用紙を提出し、校長の許可を得ること。
- 定期テスト1週間前から部活動は行わない。ただし、テスト明け1週間以内に公式戦が行われる場合は、学習時間を確保した上で、事前に所定の届けを校長に提出して練習を行うことができる。（練習時間は1時間程度とする）
- 職員会議日及び全体研修の日は、練習を行わないことを原則とする。

【高等学校】

- 活動時間の設定
 - ・平日 概ね3時間程度
 - ・休業日 概ね4時間程度
- 休養日の設定
 - ・週当たり1日以上（2日を心がける）
- 大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中の休養日の設定に準じる。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動が行えるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。（詳細は各部ごとの活動計画による）
- 競技の特性・大会等の日程や学校行事等を踏まえ、年間計画および月間計画を作成するに当たり、適切に「休養日」や「活動時間」を設定しメリハリのある活動を心がける。
- 最終下校時刻、平日19時、授業がある土曜日18時30分とする。
- 定期テスト1週間前から部活動は行わない。ただし、テスト明け1週間以内に公式戦が行われる場合は、学習時間を確保した上で、事前に所定の届けを校長に提出して練習を行うことができる。（練習時間は、1時間程度とし、テスト期間中の休日は行わないこと）
- 職員会議日及び全体研修の日は、練習を行わないことを原則とする。

【完全休業日】※大会参加等がある場合には、前後に設定する。

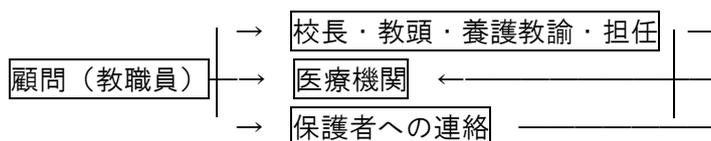
- 8月13日～8月15日 ○1月1日～1月3日

7 保護者との連携

- ①部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得ること。
- ②部活動計画書は事前に毎月生徒・保護者に配布すること。
- ③部活動を運営する上で、経費の必要が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配布するなどして理解を得ること。

- ④活動中に生徒に問題が生じた場合は、家庭への連絡等（必要に応じて家庭訪問）により丁寧に説明をすること。
- ⑤活動中の怪我については、軽いと考えられる怪我でも、家庭への連絡（必要に応じて家庭訪問により丁寧に説明をすること。

《連絡体制》



8 学校単位で参加する大会等

（1）参加する大会の上限

本校の運動部が参加する大会は、学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の主旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度にならないことを考慮して、実態に応じて定めることとする。

（2）参加する大会等の精査

中学校体育連盟・高等学校体育連盟主催大会、各種コンクール、区市町村主催、協会主催などの多くの大会等が開催されており、上記の目安等を踏まえ、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康に配慮するため、参加する大会を精選する。

9 安全管理の徹底

- ①個々の生徒の基礎疾患、既往歴、運動制限など、配慮すべき事項を把握しておくこと。
心疾患、腎疾患については、学校生活管理指導表の指導区分を確認しておくこと。
- ②生徒の体力や技能レベルを考慮した指導の計画を立てること。
- ③生徒は発達途上にあり、自分の限界や心身の不調をうまく訴えることができなかつたり、不調を隠したりする可能性があることを前提に、生徒の体調をしっかりと観察すること。
- ④やむを得ず顧問が活動に立ち会えない場合は、他の顧問と連携・協力したり、安全に十分留意した内容や方法をあらかじめ生徒に理解させたいうえで活動させること。その際、任せきりにはせず、聴き取りや部活動日誌などにより必ず活動内容を把握すること。
- ⑤施設・設備・用具などは常に整理整頓して安全に配置・設置するとともに、定期的な安全確認を行うこと。（月1回実施が望ましい）
- ⑥熱中症対策のための気温・湿度等の把握はもとより、暴風や雷、ゲリラ豪雨、光化学

スモッグなどの気象情報を事前に収集し、危険が予測される場合は活動を中止するなど、必要な措置を講じること。

⑦万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど生徒の人命を最優先した対応を取ること。

10 体罰等の根絶

体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合も許されるものではない。これらは「暴力」であり、「熱心な指導のあらわれ」や「強い指導の一環」などという、誤った認識は厳に改めなければならない。

○いかなる理由があっても、体罰や暴言は許されないこと。

○生徒との信頼関係や保護者の容認があるからと言って正当化されるものではないこと。

○被害を受けた生徒はもとより、その場に居合わせた生徒の後々の人生にまで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解すること。